

一般質問

**自主防災組織の現状と  
防災士の活動状況を問う**

(自民クラブ)



自主防災組織の防災訓練

市の防災計画においても、市民の果たすべき役割がしっかりと示されているが、なかなか実行されていないのが現実であると思う。いざというときに、瞬時に行動するためには、なによりも日々の訓練が身についてこそできるものである。自主的な防災活動は住民が団結し、組織行動をすることがより効果的であり、地域における防災対策上、自治会を中心とした自主防災組織の結成と活動が極めて重要であると明記されている。現在の自主防災組織の組織率と活動状況について問う。また、防災士の養成及び防災士フォローアップ研修の実施による人材育成の現状と地域における活動状況を問う。

**答** 平成23年4月1日現在、自主防災組織の結成率は74・3パーセントであり、合併時から比較すると、52・4パーセントである。

とともに、防災資機材を貸与している。また、活動状況については、平成17年から平成22までの6年間、防災説明会及び防災訓練が延べ585回実施され、3万5千885人が参加している。市の行う住民参加型の実践的な総合防災訓練などを通じて、それぞれの自主防災組織が自助、共助を基軸とした自主的かつ積極的な防災活動を行い、災害に強い地域づくりが図られるよう育成強化を図っているところである。

**問** 東日本大震災では多くの被害が発生したが、この災害をどのように受け止めるか。

また、日頃から津波の対策をしてきた地域でさえ大惨事となつたが、本市においても、これまでの取組を一度リセットし、現在の地域防災計画を根本から見直す必要があるのではないか。

組織活動マニュアルを配布する見直すべきでは？

(リベラル西条)

東日本大震災では多くの被害が発生したが、この災害をどのように受け止めるか。

また、日頃から津波の対策をしてきた地域でさえ大惨事となつたが、本市においても、これまでの取組を一度リセットし、現在の地域防災計画を根本から見直す必要があるのではないか。

本市の地域防災計画は、平成18年度の策定後、平成16年台風



西條市地域防災計画  
(資料編・震災対策編・風水害対策編)

防災士については、愛媛県に千500人の防災士を養成することとしている。本市においては、既に545名の防災士が誕生している。本年7月には更なる防災士間の連携と積極的な活動を図るため、仮称ではあるが、西条市防災士連絡協議会の設立を予定している。防災士には、フォローアップ研修を通じ、知識、技能のレベルアップを図っていた域力を生かす源であり、防災意識の向上と自己管理の徹底につだいでいる。防災士の活躍が地域力を見直すとともに、本市の防災の基本である「死ぬな、逃げろ、助けろ！」を徹底し、災害に強いまちづくりに向け、万全の防災体制を構築していく。

また、市民の生命、財産を守るために、今後、国の防災基本計画の見直しや東日本大震災の教訓、問題点をじゅうぶんに検討し、本市の地域防災計画に反映させ、将来発生が予想される南海地震などの大規模災害に備え、災害に強いまちづくりを進めていくことが最重要課題であると認識している。このようなことから本年度は本市独自のメール配信システムを整備し、災害発生直後に返信メールを活用して職員の安否確認及び参集の可否などの情報伝達、収集体制を強化し、初動機能の充実を図ることとしている。

災害を教訓にして取り組んできた実践防災計画及び愛媛県地域防災計画の修正を踏まえ、平成22年度に修正を行ったところである。現在、国の中核防災会議においては、今回の東日本大震災を受け、各地で予想される地震の被害想定や地震、津波対策について根本から見直すための専門調査会を設置し、防災基本計画の見直しに着手したところであるが、本市の地域防災計画の見直しは、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の見直しに準じた形で行う必要があることから、早くても来年度以降になる見通しである。

**答**

震災後3か月が経過し、被災地の状況が徐々に明らかになってきているが、想像を絶する自然の力を目の当たりにして、阪神・淡路大震災以上に、非常に重く受け止めている。

これまでの津波対策を根本から見直すとともに、本市の防災の基本である「死ぬな、逃げろ、助けろ！」を徹底し、災害に強いまちづくりに向け、万全の防災体制を構築していく。

災害を教訓にして取り組んできた実践防災計画及び愛媛県地域防災計画の修正を踏まえ、平成22年度に修正を行ったところである。現在、国の中核防災会議においては、今回の東日本大震災を受け、各地で予想される地震の被害想定や地震、津波対策について根本から見直すための専門調査会を設置し、防災基本計画の見直しに着手したところであるが、本市の地域防災計画の見直しは、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の見直しに準じた形で行う必要があることから、早くても来年度以降になる見通しである。